

令和6年度大雪農業災害特別対策事業について

1 事業の目的

被災した農業者の経営継続による産地の維持に向け、市町村と連携し、農作物の生産に必要な施設の復旧等の経費を支援します。

2 事業概要

※補助対象となる内容等は、現時点の案であることに御留意願います。

【事業実施主体】

市町村（市町村より被災農業者※へ補助）

※被災農業者：今回被災した農業を営む者全般

【事業対象となるための要件】

本事業の活用により、**営農を継続する意向である農業者等**

【事業内容】

1 施設の復旧（被覆資材、附帯設備を含む）

県 1/3	市町村 1/3	農業者 1/3
-------	---------	---------

- 栽培を目的として設置されているパイプハウスや、果樹棚など、農業用栽培施設の復旧（修繕・再建）に係る経費（資材費及び施工費）を補助します。
- その他営農上不可欠である施設の復旧にかかる経費を補助します。
なお、営農上不可欠な施設は以下のすべてを満たすものとなります。
 - ・ 専ら農業用として活用している施設
 - ・ 設置に係る法令を満たしていること
 - ・ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの
 - ・ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの
- **耐用年数を超過した施設及び被覆資材、附帯設備**も支援の対象とします。

2 施設の撤去

県 1/2	市町村・農業者 1/2
-------	-------------

- 栽培を目的として設置されているパイプハウスや、果樹棚など、倒壊した農業用栽培施設の撤去経費を補助します。
- その他営農上不可欠である施設の撤去にかかる経費を補助します。
なお、営農上不可欠な施設の条件は上記1と同様になります。
- 補助金額は、「**対象施設の面積（ m^2 ）×助成単価（パイプハウスの場合は290円/ m^2 ）×1/2**」とします。

3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入

県 1/3	市町村 1/3	農業者 1/3
-------	---------	---------

- 農産物の再生産に向け、以下の内容について補助します。
 - (1) 樹草勢回復用肥料の購入経費
(化学肥料、微量要素剤、葉面散布剤、生育調節剤など)
 - (2) 病虫害防除等農薬(殺虫剤、殺菌剤など)購入経費
及び地上防除機、航空防除機等の賃借料
 - (3) 被害農作物等と同じ次作用種苗等
及び代替農作物等の種苗等の購入経費

3 事業実施に向けた留意点について

事業の詳細は今後お知らせしますが、差し当たり、下記についてご留意いただき、実施に向けた準備をお願いします。

- (1) 対象とする災害
本事業の対象とする災害は、
令和7年2月4日からの大雪によりに発生した雪害とします。
- (2) 復旧等の着手日について
発災日以降の着手を可とします。
- (3) 被災状況等の記録について
以下の状況が分かる 写真を必ず撮っておいてください。
 - ① 被災箇所や程度がわかる写真
(全損・部分損壊の状況、附帯設備の壊れた状況等)
 - ② 復旧施設や附帯設備等の 規格・能力が分かる写真
(型式プレートやパイプ径等)
- (4) 復旧等に係る経費の見積書
必ず2社以上徴取した上で、進めてください。
- (5) 復旧する施設の規格・規模の変更
規格・規模の変更は可としますが、原形復旧を超える範囲の費用については、自己負担とします。
なお、今後、同様の被害を受けないために、この機会に十分な規格(パイプ径)での復旧を御検討ください。
(自己負担額の算出のため、実施する内容の見積書と、
原形復旧した場合の見積書を それぞれ2社以上準備してください)

4 お問い合わせ先

お住まいの市町村農政担当課
もしくは
農林事務所農業振興普及部 までお問い合わせください。